

西宮市障害福祉推進計画策定委員会（平成 29 年度第 3 回）議事要録

○日時

平成 29 年 11 月 17 日（金） 9 時 30 分～11 時 30 分

○場所

西宮市役所 本庁舎 8 階 813 会議室

○出席委員

北野会長、吉田副会長、安東委員、尾崎委員、近藤委員、柴田委員、清水委員、角野委員、
関本委員、高田委員、玉木委員、塘委員、西田委員、原委員、藤田委員、本郷委員、三浦委
員、室委員、森裏委員

計 19 名

○傍聴者

4 名

○会議次第

1. 開 会
2. 傍聴の許可
3. 議 事

西宮市障害福祉推進計画（素案）について

4. 閉会

○資料

資料 西宮市障害福祉推進計画（素案）

参考資料 1 西宮市障害福祉推進計画の進捗状況について（平成 28 年度）

参考資料 2 西宮市障害福祉推進計画策定委員会（平成 29 年度第 2 回）議事録

○議事要録

会長

本日の議題は一つである。「西宮市障害福祉推進計画」(素案)についてご意見をいただきたい。事務局より一括して説明いただき、終了後に各委員からご意見をいただきたい。質問もその時に受け付ける。まず事務局より説明をお願いします。

事務局

【資料「西宮市障害福祉推進計画(素案)」に基づき説明】

会長

本日は、パブリックコメント前の基本的な素案を固める最終の委員会となる。今日ぜひとも意見があるものは言っていたかなければ反映できないことになる。お気づきのことはお話しいただきたい。事前に資料も送っていただき、説明も簡潔にさせていただいた。各委員には一言はご意見をいただきたい。

委員

「西宮市障害福祉推進計画」の基本的な考え方や分野別の取り組みの中に、手話は言語であり手話の啓発や聴覚障害者等の理解促進に努めるという記載はある。しかし、具体的には以前とほとんど変わっていない。ろうあ者が社会参加したくても通訳者がいるのは市役所のみで、開所時間のみである。通訳者の派遣を願っても、派遣範囲が狭く断られることがある。手話やろうあ者への無理解は依然として残っており、市役所職員や市議会議員は手話やろうあ者について知らないのが現実である。音声言語を基本として成り立っている社会において、手話が言語であるろうあ者の生きづらさを前回の策定委員会でお話したが、今の日本には手話を自由に使って社会参加できる施策・法整備はない。国に対する手話言語法の制定を求める意見書が2016年3月3日をもって日本の47都道府県、1741市区町村すべての議会が提出を終えた。西宮市ももちろん含まれている。つい最近、今村市長が全国手話言語市区長会に入会したと聞いた。国に対して法整備を求めるだけでなく、市として手話言語条例を整備していくことが、「ともに生き、ともに支えあう共生のまち西宮」を目指す市の責務ではないか。2017年10月19日現在、手話言語条例を制定した自治体は、13県、84市、11町となっている。今年3月の西宮市議会において、市議会議員より手話言語条例についての考えを問う質問に、西宮市障害福祉推進計画策定委員会にて当事者の意見を聞き、条例制定が認められれば市としても制定する方向で検討するという答弁をされた。今までは「西宮市障害福祉推進計画」に含まれており、条例制定の考えは全くないとしていたので、一歩前進と受け取った。手話が言語であると認知し、手話を使いやすくする環境づくりを中心に述べている手話言語条例だけでは不足で、情報コミュニケーション条例や差別解消法と補完しながら施策を推進していくことが、必要であることは認識している。しかし、耳が聞こえないだけでなく、発声も困難なろうあ者にとって、手話が言語であると権利として認められることがどれだけの喜びかと想像していただきたい。長い年月、音声言語で営まれる社会に合わせるため

手話を禁止され、口話を強いられて人権を奪われてきた私たちにとって、手話は命であるといってもいいくらい大切なものです。委員の皆様、西宮手話言語条例の制定を市に求めることに後押しをいただけないか。よろしく願います。

会長

委員のお気持ちはよくわかった。大事な問題なので皆様のご意見もお聞きしたい。ご意見があれば願います。

委員

委員がおっしゃることはよくわかるし、これは現行でも市が派遣する手話派遣の幅が狭いことは明らかに合理的配慮の欠如で、行政の合理的配慮提供の義務違反になる。すぐ是正しなければ行政訴訟の対象になると私は考えている。兵庫県の差別解消に関する相談センターを通せば、兵庫県が法律職に相談をかけて、法律職があっせん・調停をやっていく仕組みにの乗せていくしかないかと思っている。

最近私は怒り気味であるが、西宮市は残念ながら遅れすぎている。かなり遅れている。半分冗談で半分本気で言っているが、兵庫県も西宮市も県民、市民をやめたくなるくらい遅れているという認識でいる。他市では昔の西宮市はよかったということをよく言われる。しかし、特に教育についてはどうなっているのかと、ある県に行った時に言われた。それくらい残念ながら西宮市はやる気もうせて、しゅんとしているのかと思う。障害者権利条約の2条に『言語』とは音声言語及び手話その他の形態の非音声言語を言語という」ということを明確にされており、これを国が批准したということは、手話が言語と認めているという前提で国、県、市の施策が展開されていなければならない。しかし、そこを評価する仕組みは、西宮市も兵庫県もまったく動いていない。そこが大きな問題である。

もう一つは、委員が言ったように手話に特化した条例を作ることになると、これは大変になる。他にも、文字盤言語条例、絵カードコミュニケーション条例、ジェスチャーや行動意思表示条例など、たくさんコミュニケーションにかかる条例を作らねば整理できない。手話言語を先に作ったときは、他のコミュニケーションにしんどさを抱えている人たちは、なぜ手話だけかと疑問に思う。そこを行政が説明できるか。私は無理だと思う。そのうえで、ここで障害者権利条約第21条や24条の教育であっても、手話をきちんと、聴覚障害の方だけにということではなく、言語として認めている以上は、一般市民についても手話を習得していく必要があるということ条約では押さえている。それでいくと、西宮市は幸いにして関西学院大学が多言語のひとつとして手話の講義を開講している。地元なので、それを前提として西宮市の施策をやらねばならないと思う。

最後に、鳥取県で9月にできた条例の紹介をする。「鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」(あいサポート条例)が9月から施行されている。全国に先駆けて手話言語に関する条例を作った県として有名だが、なぜこの条例を作ったかといえば、5つの基本的な考え方を上げている。その中では、障害者への理解とあいサポート運動の推進、障害者の差別解消のことや、3番目に障害者の特性に応じたコミュニケーション手段の充実と情報アクセシビリティの保障、災害時における障害者支援、障害者の自立と社会参加の推進ということで、とても

大事な5項目だと思う。防災については西宮市でもやらねばならないといいながら、個別の避難計画や避難支援計画は全然普及していない。それも含めて西宮市で暮らしていけるためのエンジン装置が条例になってくると思う。私の意見としては手話言語条例を含めたコミュニケーションの確立と、市民も含めて色々なコミュニケーションをきちんと習得していく場の保障、それを含めて合理的配慮をどう進めていくかという中身について差別解消を進めていくための条例化をぜひ早急にやっていただきたい。それが後回しになるのであれば、申し訳ないが、今回の計画も絵に描いた餅になってしまう。この障害福祉推進計画も含めて、条例も含めて、色々な角度から障害者のある人の地域生活がちゃんと送られるためのエンジン機能として作っていただきたいと思う。長くなったが以上である。

会長

いま委員から障害者権利条約とそれに基づく差別解消に関する法律、条例化の方向で、その中で手話言語条例も組み込んでいければという意見だった。委員から何かあるか。

委員

委員の意見についてもよく分かった。私の考え方としては、差別解消条例に手話言語条例を組み込むことははっきり言えば反対している。なぜなら、情報コミュニケーションの条例については、障害者すべてを網羅する一般社会に参加しやすいための条例を作るためのものである。手話言語条例については、言語法などの法整備がまだできていない。情報を獲得することができないために、皆さんの話にもついていけないという、どうしても情報の格差が起きてしまう。それを遅れないように、同じように情報を獲得するために、専門委員や学識者などが集まって、西宮らしい手話言語条例を設けて討議をして、成功し、情報コミュニケーションの差別解消などをつなげて進めていくほうがよいと考えている。まず手話言語条例を先に設けていただきたいという気持ちがある。

会長

ほかの委員の方はご意見あるだろうか。

委員

お二人の話はとても大事だと考えている。手話を言語として認めることを第一にしてほしいということもよくわかる。委員からも意見があったが、絵カードであったり、言葉以外のツールを使って会話をした方がよい人もたくさんおり、このことには本気で取り組むことが必要だと感じている。大人になってから手話を学びたいと思うが、実際には習得に大変で、時間がかかることもある。小さいころから環境を作っていくことはとても大事だと感じている。西宮市は教育に力を入れていると他からよく言われるが、勉強ができる子だけが進んでいく教育ではなく、色々な子供が色々な形で成長できる教育を目指していただきたいと思っている。そのためにも、色々な人がいて色々なコミュニケーションツールがあり、色々な情報を共有して成長していくことを、教育の現場、幼稚園から高校までの間で具体的に習得できる環境づくりというところで、教育委

員会には専門的な人材も必要だと思っている。これまでの教育についての指導ではなく、専門的な部分の導入によって、今の教育もしやすくなるし、小さい時からそういう環境を作っていくことで、今現在困っている言葉の壁、コミュニケーションの壁というものが取り払われていく未来を創っていくことが大事だと思うので、本日いらっしゃった方々にも考えていただいて、子供の教育の環境づくりにも力を入れてほしい。

会長

他の委員も何かあるか。これについては私の意見になるが、私は委員のおっしゃることはよくわかる。委員の「耳が聞こえないだけでなく発声も困難なろうあ者にとって手話が言語であると認められることがどれだけの喜びであるか」という部分と、「長い年月音声言語で営まれている社会に合わせるために手話を禁止され口話法を強いられてきた私たちにとって手話は命である」という部分については、色々な聴覚障害の方と付き合ってきて、手話は命である、人権として守ってほしいということをよく言われるし、このことはとても大切なこととして、障害者の方や障害者関係団体の方々が、しっかり認識して、共に権利を戦い取っていかねばならないことは承知している。ただ、私のお願いとして、まず委員が言うように、西宮市では差別解消法という法律が様々な言語コミュニケーションに関する様々な支援についての強制力やサービスに関する相談を受ける仕組みについて非常に弱くなっているため、全体としてこういうことを伸ばすために、差別解消に関する条例を作っていかなければならないことは、委員も仰っている。「手話が言語であることを認知し、手話を使いやすくする環境づくりを述べる手話言語条例だけでは不足であり、情報コミュニケーション条例や差別解消に関する条例と補完しながら施策を推進することが必要である」ということは委員もご理解いただいている。この委員会にいらっしゃる様々な障害を持っているご本人や支援の方、親御さんも含めて、私のお願いとして、手話言語条例の内容である、手話を言語であることを認知し、手話を使いやすい環境づくり中心に述べている手話言語条例の中身を組み込んだ差別解消に関する条例をまず作り、それでも問題が残れば、必ずこの委員会で再度検討をし、手話言語条例についても検討するという方向で会長提案させていただきたいが、いかがだろうか。

委員

会長の意見はわかった。ただ、差別解消条例の中に組み入れてみて、それで不足がある場合に改めて手話言語条例をとということであるが、それよりもまず手話言語条例を進めて、その次に差別解消条例も進めていただきたいと私は思っている。

会長

お気持ちはよくわかるが、事務局とも検討したが、同時に二つの条例を進めることは事務局としても無理があるものであり、この委員会の意見の中で踏まえるなら、まずは差別解消に関する条例を検討させていただくことで、ご納得いただけないと思うが、その方向で進めさせていただきたい。

委員

私としては、別で同時に進めていただきたいと思います。両方同時に進めてほしいとお願いしたい。

会長

それでは議論も尽きないため、計画素案について他の委員よりご意見をお願いしたい。

委員

今の委員のお話はよくわかる。お話が通じないことの不便さはあるだろうから、条例が先ということよりむしろ、会話のツールとして委員のご意見のように、他言語を学ぶのと同じように教育現場で手話も取り入れてはどうか。委員にお聞きしたいが、手話は日本全国统一されているものなのか。私も歌を手話でするなどしたことがあるが、手話の形は統一されているのか。統一されていないのであれば、地域だけで教えるということの不便さも出てくると思う。手話の標準語のようなものがあって、それを子供が学んでいくというスタイルであれば、日本の中でそういうものがあり、小さいころから自然に覚えていくのがよいのではないかとお話を聞いて感じた。難しい話は行政と計画の中で進めていくにしても、そういうやり方が最も手っ取り早く理解者が増えていくと感じた。

私の意見に入るが、素案を読み、前回委員会の意見をかなり取り入れていただいていると感じた。上手に入っていると感じた。ただ、第4章8（3）安全・安心の確保について、災害が起こったときに、障害のある人の避難支援などの防災の取り組みの充実を図るとある。地域避難支援制度、地域安心ネットワークの活用ということが書かれている。この中で地域避難支援制度における避難支援団体登録の働きかけや避難行動要支援者への登録勧奨を行うとある。民生委員は確かに登録勧奨を行っている。高齢者については実態把握が進みきちんと勧奨できるようになっている。しかし、障害者については地域にいる人の様子がよくわかるということにはなっていない。誰が登録勧奨を行っているのか。民生委員以外に障害福祉課などが登録勧奨を行っているのか。民生委員が行うと書かなくてよいし、民生委員は行政と一体となって行っていると思っているが、表に出したときにこの文章をみれば、民生委員からは、実際に行動しているのは民生委員なのという声は出てくるかもしれない。したがって、きちんと民生委員が登録勧奨を行っているを書いていただく方がよいのではないかと思う。福祉避難所の開設ということも書かれているが、こういうものがいくつか増えたとしても、やはり地域の中で障害者も健常者も一緒に暮らすときに、その人に寄り添える人が誰かいるということが大事だと思う。登録勧奨をしている人が民生委員だということをはっきり書く方がよいと思う。しかし、登録勧奨を行うということはそれだけでは済まず、その人の先がどうなっているかも見なければならぬ。勧めたらその責任があるはずである。そういうことももう少し民生委員として話を詰めていかねばならないと思っている。あと、地域自立支援協議会は非常に重要な役割を、今までもそうだったが、持っていると思っているし、個別の案件を検討するところで、自立支援協議会が本当に意見を出してやっていけると期待している。

もう1点は成年後見制度法人後見支援事業について書かれている。法人の確保や市民後見人の活動支援など法人後見実施のための研修や支援体制の構築と書かれている。これは結構なことだ

と思う。ただ、法人の確保というが、法人がどれだけあるか。もちろん社会福祉法人も法人だが、何か目的があって書かれているのか。私も権利擁護の勉強をした人と一緒に集っているが、そういうことがやや気になった。さらっと書いているだけなのか、腹案があって書かれているのか、お聞きしたい。

会長

安全・安心の確保の地域避難支援制度の団体登録の働きかけと登録勧奨について、誰が行っているのか、民生委員ということをも明記する必要がないかということについての市の考えと、登録勧奨後の個別の支援の実態づくりをどう考えるかが一つ、二つ目は成年後見制度の法人後見支援事業について、確保する法人や今後の展開を踏まえた記述なのかどうかについて事務局より願います。

事務局

地域避難支援制度については、障害者について民生委員の高齢者実態把握調査の中では、障害者の名簿提供について承諾をいただいておりますが、民生委員には知っていただくための名簿の提供にとどめている。障害者は障害福祉課で障害者手帳やその他の手続に来庁された時、相談支援事業者によるサービス見直しの時に登録勧奨している。名簿の使い方があるため、障害福祉課と協議をしたうえで民生委員に願いますかどうか検討したい。法人後見については、法人の確保と書いているが、ほぼ権利擁護支援センターの法人や、いくつかの法人が考えられるがなかなか難しいと感じている。この7月に初めて市民後見人が西宮市で生まれたが、これを進めるには体制整備も必要だし、市民後見人の責任の重さも大きいと感じている。やりやすいのは市民の権利擁護支援者を養成し、活動支援員としていくほうが、裁判官も権利擁護支援センター、見守る側も、活動する市民も活用しやすいのではないかと考えている。そのため、確保というよりは推進する、力を入れていくという形で考えている。

委員

第4章5雇用促進・多様な働き方への支援の充実について質問したい。障害のある人の就労に関する理解促進として、企業訪問や地域職業体験について書かれている。これをどこがするのかについて読んだだけではわからなかったもので、担当するところが分かるとよい。また、企業への障害に関する理解啓発や周知をだれがするのか。ハローワークや障害者職業センターなどもしていると思うが、こういう制度を使ったことがない企業が障害者雇用に関する助成制度を知ることには、市がするのか、西宮市障害者就労生活支援センター「アイビー」等がするのかについて聞きたい。

また、知的・精神障害の方の雇用が市で進んでいない理由が分からないので説明できるなら願いたい。また、福祉的就労というところについて、現在、他市で自立支援協議会しごと部会に参加しているが、自主製品の販路拡大が難しい。どんなものを販売しているかによって売れるかどうかとも変わってくるといわれているが、販路拡大だけでいいのか、市として商品開発など進めていくという動きをとるのか。そうしなければ工賃の向上はうまくいかない気がする。

優先発注も書かれているが、安定的に発注されるものがあるのかということが問題である。たまにあるだけでは受ける側も体制をとれない。安定的に発注できる仕事を西宮市で用意しているかどうかをお聞かせいただきたい。

第5章2(4)福祉施設から一般就労への移行等について、国の基本指針では1年後の職場定着率を8割、市としても同様のことが書かれている。これを達成しようとする、就労移行支援事業所やアイビーで人材配置を加算しなければ難しくなると感じている。そういうことも考えているのかお聞きしたい。

会長

就労に関して質問いただいた。障害に関する理解促進の主な担い手について、市役所で知的・精神障害者の雇用が進まない理由、自主製品の販売拡大について西宮市の展開や商品開発の検討の有無、優先発注について安定的な発注ができる仕組みの有無について質問があった。また、一般就労に向けて、就労定着支援事業で1年後の職場定着率8割を達成するなら、市として何らかの人材の上乗せや補助が検討されているのかについて、答えられる範囲で願います。

事務局

地域職業体験の担い手については、今はアイビーに事業委託し、地元の企業に対して働きかけを進めている。知的・精神障害者の雇用については、知的・精神障害者の臨時雇用事業を実施しており、どういうところを配慮すればよいか庁内で議論を行っている。正規職員については様々な採用形態があるため、人事部局と情報共有等話し合いを進めている。販路拡大については、西宮市障害者就労支援事業所共同受注窓口「ジョブステーション西宮」を通じて企業訪問し販路拡大をしている。独自製品までは至っていない。安定的な優先発注については、本市ではご承知の通り問題もあったため、どういう仕組みにするかの議論を庁内で行っており、1月末までに一定の結論を出せるよう進めている。就労定着支援については、国の目標が8割となっており、現在アイビーで就労定着支援を進めており、これまでは9割を超える数字となっている。今後、負担が増えてくることについては、今年度からアイビーで正規職員を増員し、取り組み強化を進めている。

委員

事務局からの説明の中で、地域生活支援拠点について比較的丁寧に話していただいた。先日、地域生活支援拠点の整備を深堀りしたいとフォーラムを開催し、多くの方に参加いただき盛会となった。西宮というよりは他市の法人の参加が多く、先進といわれる西宮の取り組みに関心を持たれていたと思った。先進の西宮がまだこれからなら、うちはまだまだという意見が多く、それだけ西宮が期待され注目されているということだと思った。

素案を見て、ニーズもちゃんと拾っているし、中身としては文句をつけるところはないが、相談支援機能というのは地域生活を支える肝だと思う。基幹相談支援センター、こども未来センターがあるだけでは何も機能しないと思うので、地域で相談できる場所を確実に増やしていただきたい。委員の意見にもあったが、それが災害時の対策になると思う。

また、福祉サービスのところで、グループホームの整備が進まないというところがあるが、補助をするということにとどまらず、他市でも色々なやり方でグループホームができており、色々なやり方を取り入れて進めていただきたいということと、個別の支援についてもオーダーメイドの支援ができる体制が本当に必要だと思っている。それは、移動支援を使って外に出ることができない人のために、家庭で見守りが必要な人や、通学支援で親が送迎できないときの支援などは、なかなか移動支援が使えない状況で、事業者がいろいろ工夫をしていただいているが、柔軟に取り組みができるようなことを入れていただけるとよいと思っている。

会長

豊中市の基幹相談支援センターに聞くと、豊中市では小中学校の通学保証ができており、高校でも通学保証をしていることを検討しているという話があった。西宮市では小中学校も検討できていなくて、高校まではとてもという状況である。西宮市は18歳以上の支援は充実している面もあるが、18歳までの子供へのサービス、支援の部分や、学校への送迎、重い障害のある子供が幼稚園や学校に行くという部分が非常に弱いと感じている。基幹相談支援センターやこども未来センター以外の地域で安心して相談できる拠点をどう作っていくか、通学支援も含めて地域で暮らす子供の支援をどう進めるかなど、西宮市として進めていくべき課題がたくさんあると思う。3年の計画の間で少しずつでも進めていただければと思っている。

委員

今回の計画は、前回の障害福祉推進計画と比べて冊子が薄くなり、非常に読みやすくなった。130ページくらいあったものと比べて、まとまりができて読みやすくなったと思う。それでも同じ話が2回出てくるケースもあり、やむを得ないかもしれないが、整理できればしていただくとよいと思う。あれも書いてほしいこれも書いてほしいというから増えていくかもしれないが。

そういう話と矛盾するかもしれないが、就労について意見したい。第3章4の重点的な取り組みで、(3)就労と工賃の向上に関する支援の充実として、「工賃向上」という言葉が出ていることには評価できると思う。西宮市では多様な働き方を応援していくという姿勢が前からあったが、今回もそれを進めるということで評価できると考えている。

第4章5(2)福祉的就労の充実について、販路拡大の支援とあるが、文章を読むと、福祉的就労支援事業がやっているのは販路拡大だけだと読めてしまうと思う。請負の受注機会を拡大することも車の両輪として両方やっているのだから、書き方を工夫してほしい。また、優先発注にも福祉的就労支援事業がかかわっているため、そのあたりも書き方を工夫してほしい。

計画というより施策についてだが、優先発注を進めるうえで、福祉的就労支援事業を受託している事業者が優先発注の登録事業者になれない、そのために不都合が起こっている。今後検討いただければと思う。

会長

かなり見やすくなるよう市が努力し、それを評価していただいた。あと、販路拡大について、自主製品の販路拡大だけでなく受注機会の拡大にも取り組んでいること、福祉的就労支援事業所

が優先発注の登録事業者になれないことについて意見があった。何かあれば願います。

事務局

その問題については契約課と今後検討したいと思っている。

委員

気になる点だけ2、3言いたい。第2章1障害のある人の状況が、障害者手帳所持者ベースの数字しか出ていないが、障害者基本法第2条の定義のベースでいけば、数字で把握している数があるが、プラスアルファがほしい何パーセントくらい増で、障害者基本法第2条の定義にあてはまる人がいるはずだろうと思う。その評価を今後はやっていくべきではないかと思う。

また、教育について第4章4の療育・発達支援、教育の充実に「特別支援教育の推進」とあるが、教育政策の用語では仕方がないと思うが、内閣府の会議でも意見したのは、いい加減「特別支援教育」という言葉を廃止してはどうかということである。特別支援教育よりも、ここで書かれているインクルーシブ教育システムの構築に向け、個別支援教育なのだということを明確に打ち出しているもよいのではないか。例えば、京都などは今、「総合支援教育」などとしているが、言い方を変えればインクルーシブ教育を進めていっている状況の中、特別支援教育というのはちょっと違和感がある。今年、神戸新聞にも出たが、兵庫県ではこの7年間で特別支援学校の在籍者数が800人近く増えている。インクルーシブ教育を進めているはずなのになぜ特別支援学校に在籍している人が増えているのかという指摘がされる中で、インクルーシブ教育とは何かを考えながら、計画全体に言えることとして、教育には教育の計画、地域福祉なら地域福祉、防災なら防災の計画があるのだが、そこのつながりがこの計画上はあまり書かれていないので。この障害福祉推進計画ですべて完結して達成できるのかという見方も入れたい。

また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて書かれているが、高齢者についても地域包括ケアシステムと言われているが、それ以外の障害のある人は地域包括では見れないのかと、地域包括が歪曲化されている気がする。これも国に文句を言ってきたが、色々な人が西宮でちゃんと住んでいけるような地域包括ケアシステムをどう作っていくかということまで踏み込まなければ、この計画は国の指針に基づいた形のテーマ設定になってしまっているのでは、そこは考えたほうがいいと思う。

会長

障害者数について、定義の中で、障害者手帳所持者をベースに現状を出しているが、実際には社会モデルとしての生活困難の問題を障害のベースとしてとらえており、プラスアルファをどうとらえるかは難しいが、大事なテーマだと思う。また、教育について特別支援教育の推進という言葉に違和感を持つ人がいると思う。私も違和感がある。特別支援教育の推進は障害者権利条約に違反している。批准をしたので特別支援教育という表記はまずいのではないか。個別支援教育の推進という方向で考えていくべきではないか。インクルーシブ教育をうたうなら意識を変えていくべきという委員の意見はその通りだと思うので、前向きに検討していただければと思う。

委員

前回委員会での第3章2計画の基本目標についての意見も、うまく反映をしていただいた。

第3章4(2)障害のある人を支援する人材の確保の問題について、かなり基本的な課題になりつつあり、もう一押し計画に入れ込む必要があると感じている。もうこれがないとどうにもならない。市民並びに事業者の積極的な活用を促すとともに、全市的な人材養成・確保の研修についての体制整備を推進する」といった、事業所に任せるのではなく全市的に本気になって、「西宮の障害福祉で働きませんか？」というのはある程度ブランドになると思う。相互にエンパワメントしていく支援者を呼び込まなければいけない。特段の人材確保の書き加えをお願いしたい。

もう一つは委員からもあったように、地域生活支援拠点の問題について、第4章3(3)に地域生活支援拠点等の整備が出てきて、「既存の社会資源の活用などにより」だけではなく「資源・システムの開発整備を進めます」という文言を入れてもらえないだろうか。資源とシステムの開発整備ということと、ふれぼのについても、これが地域生活支援拠点なのかという見え方になるので、「全市的な面的整備の推進起点」という意味合いを入れていただければと思う。また、第5章2(3)地域生活支援拠点等の整備のところ、こういう書き方をしなければならないのかはわからないが、私の希望としては、必要な機能を備えていなくても段階的に備える予定であれば、「整備済みとして考えても」とか「兵庫県によれば」ということはもうよいのではないか。「段階的にすべての機能を備える予定であれば支障はないという見解」という文言は国でも言っていることであり、これは入れておいたとしても、「連携し対応を行っています」として、「今後は、本市に求められている機能とその充足の程度について、より正確に把握し、具体的に体制整備プランのスケジュールを明確にし、開発的体制整備を図ります」といった文言が欲しい。面的整備の問題でいえば、どこの市町村も面的整備を言い出して、面的整備ということにして何もしないところもあると思う。西宮ではどうせやるのだから、きちんとそのことは文章表現しておけばよいと感じた。

会長

障害のある人を支援する人材の確保について、こんなに小さな項目で収まる問題ではなく、大きく出すべき時期に来ている。全市的な取り組みとしてやっていくということについて、可能性があれば再度検討していただきたい。節を特出しできるような形でいかねば、事業者の方は非常にシビアな現状を抱えていると思う。また、地域生活支援拠点について面的整備に多くの市町村が流れており、既存のものを読み替えるとなると、今あるものをしっかりやってねという話で終わってしまう。今までやっても問題があるから5つの機能が言われているのであり、単なる読み替えでは済まない。委員の意見のように、資源・システムの開発整備といった充実を前提に考えていただきたいということになる。ふれぼのは一つのモデルであるが、全面的なものではないということを考えていただきたい。それを踏まえて、地域生活支援拠点等の整備についての成果目標の記載も検討いただきたい。

委員

今日の資料で、「障害福祉推進計画の進捗状況」という資料があり、現行計画に対する評価が示

されている。この評価は誰がしたのか。二重丸や丸などついている。質問はそれだけである。

意見として、第5章2(3)の地域生活支援拠点等の整備について、その隣の項目にある精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の内容と、何ら変わりがない。だから、西宮市は、地域生活支援拠点の整備を図りつつ、すべての障害に対応した地域包括ケアシステムを構築していかねばならない。兵庫県と連携してとあるが、県はきっと何もしない、バックアップしないので市の中でどうこれを読み替えて展開するかを取り組んでいく必要があると思う。地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置のところで、こういう書き方をしなければならないのかもしれないが、「本市の成果目標としては、市町村ごとの協議の場の設置のみが課題となる」と記載されている。しかし、協議の場の設置ではなく、構築に向けた協議の場の設置であると思う。書き方などを整理してもよいと思った。

加えて、漏れていると感じるのが、住居の課題である。第3章4(2)地域での暮らしを支える生活支援の充実とあり、取り組みの方向性として、「障害のある人が希望する住まいで安心して暮らせるよう、生活基盤となる住まいの確保と引き続きグループホームの整備を進め」とある。グループホームの話は色々なところ出てくるが、生活基盤となる住まいの確保という話はどこにも出てこない。居住の支援や今住んでいる家をどう活用するかということについても触れておかなければならないと思っている。この話を進める中で、精神障害者の地域移行支援をやっている立場から言えば、平成28年度から当法人で地域移行推進事業を受託して、1年以上の入院患者について病院に会いに行っている。中には50年くらい入院している人もおり、そこには退院できない要因や、制度課題も出ている。「地域生活移行の推進」とあるが、推進をしていくことも必要だが、推進ではなく体制づくりという文言に修正していくべきだと思う。前回委員会は出席できていなかったが、骨子案では「引き続き」という文言がなかった。これを入れていただいたということは、今後も取り組みができると希望を抱いている。こういうことを進めていく中で、障害者権利条約第19条が根本だと思っている。19条(a)にあるように、「障害者がほかの者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、並びに特定の生活施設での生活する義務を負わない」ということがうたわれている。精神障害や知的障害のある人が精神科病院や施設で暮らす義務を負わないということをやっている以上、地域での生活をどう組み立てていくかが課題であり、これは地域包括ケアシステムの構築と地域生活支援拠点整備の話に戻っていく。西宮市はこの条約の前提に基づいて、しっかりと体制づくりを進めていくということを、各項目の文言を修正しつつ進めていく必要があると思う。

相談支援体制について書いてあるが、気になったのが第4章2(2)精神保健福祉に関する支援体制の充実とあり、書き損じかもしれないが、精神障害者やその家族等への相談支援体制の充実を図るとともにとあるところで、相談支援体制を整えていくということだと思うが、その下の主な施策・事業の中に、相談支援体制の確保や充実について書かれておらず、相談体制の充実としかになっていない。相談だけではあまり意味がないと思うし、現に各保健福祉センターでは相談と支援をしているので、相談支援体制の充実という書き方にした方がよいと思った。

会長

委員のご指摘の地域包括ケアシステムの構築と地域生活支援拠点の整備については私も疑問が

あり、今回、急に国から指導が来たものである。国はかなりこれを進めながら次の展開の一環として考えているようで、国の戦略の一部と思えるが、西宮市では地域生活支援拠点の充実の展開を粛々とやっており、それをしっかり展開していけば、地域包括ケアシステムの内容も組み込んでいけると思う。国では地域包括ケアシステムを徐々に高齢者から難病、精神、身体、知的と介護保険をベースにシステムを全体に組み込んでいくことを考えているようであり、望ましい方向かといえば、厚生労働省の予算ベースは当然、介護保険分しかないので、財務省との関係を考えてとそういうことになるのかもしれないが、特に地域包括ケアシステムで気になるのは、医療をメインにして医療・福祉というヒエラルキーの中で医学モデル的な仕組みを強く導入されてしまって、障害のある人の自立生活モデルがちゃんと保障されるのかは気になっている。就労も含めて生活モデルとしての展開をどうするかということについて地域生活支援拠点の整備に関する成果目標を中心に展開していく。そう考えると相談体制の充実だけでなく、相談支援体制の充実という形で少し充実して行ってほしいし、全体としても相談だけでなく支援の体制をどう充実させるかということが大切だと感じた。生活基盤の部分で障害福祉計画だけでなく、基本計画の部分であるため、生活基盤となる住まいの確保については大きな項目としてきちんとしておかねばならない。住まいの問題は特に精神障害者の地域移行では大きな問題である。生活基盤としての住まいの確保に色々なものがあり、グループホームやバリアフリー住宅、公営住宅等、特出し項目としてきちんとうたっておくべきだったと思う。できればその方向で進められればと思う。精神障害者の地域移行といえはすぐサービス付き高齢者向け住宅が出てくる。それしかないというのは恥ずかしい状況で、この問題についてはきっちり最後検討していただければと思った。質問について、別刷り資料の評価はだれがしているのかという点についてはどうか。

事務局

担当課において実施している。

会長

統一した評価表があつてされているのか。

事務局

そういうものはない。

会長

それではばらばらの評価になるので今後は統一した評価等検討していただくとよいと思う。

委員

就労の部分で第5章2(4)福祉施設から一般就労への移行等の成果目標や、前回の第4期障害福祉計画に比べて「就労定着支援事業」という名前や、就労定着率の数値目標などが新しくなっている。これからこういう数字によって進めようとするときに、就労の現状に何が起こるかを考えたとき、まず、第4期障害福祉計画で、福祉施設からの一般就労への移行者を平成24年実績

の2倍にするということで、平成24年実績の24人から2倍の48人に増やすために、普通に就労支援をしていけばその数字にはいかないだろうということがあり、福祉施設から就職する人を増やすということが大事だということで、「一般就労促進プロジェクト」として立ち上げた。この3～4年やっていく中で、皆さんの意識の中についてきたということが結果として、平成28年の移行者数が49人と、達成が見込まれるということにつながったと思っている。

次は、第5期障害福祉計画で出てくるのが、1年後の職場定着率8割という数字であり、先ほど意見もあったように、これはどうなのかという数字である。実際に職業支援センターが今年4月に出している報告書では、1年間の定着率が70%くらいである。それが全国の数値で、それを超えて頑張れということである。アイビーの登録者では、平成28年29年では、90%を超える定着率にできるよう頑張っている。アイビーが平成21年にできてから9年間の数字をみると、定着率は75%である。ということは、アイビーが実績を積み上げてきてこの何年間は80%を超えているが、アイビーができて定着支援を始めたころはまだどうしていいかわからず定着率が低く、6割7割をどう大きくしていくか悩んでいた。それが今回、就労定着支援としてこれまで就労移行支援事業所は半年間の定着支援義務があり、頑張ってくれていたが、今後は就労移行支援事業所だけではなく、就労継続支援A型もB型も自立訓練も生活介護もすべての事業所が就職者を出して、そこが1年間定着支援をやっていく。もちろんアイビーもジョブコーチをやったりしていくが、すべての事業所に所属する人がアイビーを通して就職しているわけではないため、これまで定着支援をやっていなかった就労継続支援B型や自立訓練、生活介護のところを維持していこうと思うと非常に厳しい。しかも、平成32年には平成28年の1.5倍の74人の移行者の定着支援をしていくとなると、非常に重要な課題で、定着支援についてみんなで協議してどうやって行くかを考えなければならないということが一つである。

もう一つ心配になったのが、来年度、法定雇用率が上がり、企業は障害者を採用したい。制度が変わり就労定着支援になると、すべての事業所で就労者を出すと加算が付くことになる。そうになると、事業所としては就労させたいとなり、本人中心ではなく事業所中心の就労のマッチングになることが懸念される。そこで何をしなければならぬかといえば、これまでは支援者に向けて「就職は大事で事業所から就職者を出しましょう」という話をしてきたが、これからは事業所主にもちゃんとした本人中心で、ちゃんとしたマッチメイクをしながら就職者を出す、事業所の中での就労訓練プログラムをしっかりと考えなければ、この何年間で数字や加算中心の意識になっていき、とんでもないことになっていくような予感がしている。アイビーのこれまでの支援のやり方だけでなく、色々な事業所とのコミュニケーションや支援者への啓発をやっていかねばならないと感じている。

もう一つ、74人を1年間に達成しようと思うと、74人が今いる事業所を離れなければならない。いまの情勢は、いわば利用者の取り合いになっており、作業能力が高い人が就職して事業所を出ていき、その分次の人が入ってくるかとなると、事業所としての運営が大変になっていく。その中で作業をたくさんして工賃をとという話になると、きちんと回るだろうか。事業所からの出し惜しみや利用者獲得のための色々な動きが出てくることを心配している。

さらに言えば、学齢期からの進路指導が重要になってくると思うし、アイビーとしても学齢期、就職がまだ特別なところにあるということは親の意見を見ても感じている。卒業後の進路の一つ

として就職する、就職を目指すために事業所を利用するという流れは組み込んでいただいて、事業所の中でもその人が作業所をステップにする。もしくは、多様な働き方の中で、この人がここで働くといったちゃんとしたイメージをもって、事業所の利用や進路の相談などをやっていかなければ、これからの就労支援は難しくなると感じている。子供など広い範囲でやっていくにはアイビーだけではできないと感じており、自立支援協議会にもご協力いただきたい。例えば、事業主への啓発などはアイビーでは恐れ多くてできないところもあり、行政と一緒にやれるとありがたいと思う。就労についてはまだまだ事業主は認識の低いとか薄いところだと思うが、この事業が動いてくるといろんなところに影響してきて、本人の不利益にならないように、本人中心の考え方で進めていけるよう準備していかねばならないと感じている。

もう一つうれしかったのは、市役所でも知的・精神障害者の臨時雇用を通じて正規雇用と書いていただいたのはありがたいと思うし、どうやっていくかを一緒に考えながら進めていければと思う。

会長

アイビーでは非常に熱心に取り組まれており、74人をどうするかという議論をしていただいた。これは全くご指摘の通りで、本人中心の充実した一般就労の支援をしていく上で、国が新規事業として就労定着支援事業という個別給付を出してきた。西宮市ではアイビーとどう連携して進めていけるかの絵はまだ描けていないようだが、アイビーと各事業所と、就労定着支援事業を展開する事業所との連携・連帯の仕組みをしっかりと考えながら74人の豊かな一般就労をしていただくことが必要である。法定雇用率もかわり、いろいろと仕組みが変わる中でどのように就労支援を展開するかについて、深掘りしていただければと思う。

委員

2点申し上げる。1つは現行の障害福祉推進計画と読み比べて、他の委員のご指摘もあったが、現計画では、市における障害者雇用の推進に努めるとともに、様々な理解促進を図るという漠然とした表現だったものが、今回の素案では、知的・精神障害者の正規雇用に向けて取り組むと明言されており、現行に比べて格段にというか前向きに取り組まれていることがよく分かった。

二つ目は、就労継続支援A型についてご承知のように、倉敷や名古屋で今年に入って数百人の大量解雇が生まれるなど、営利目的の就労継続支援A型による問題がある。今後、就労継続支援A型については様々なブレが起きると思う。これ以上傷口を広げないという意味でも、新規の指定を行わないと判断されるのがよいのではないかと考えるし、第5章3(3)障害福祉サービス見込量確保のための方策の根拠として必要なサービス量が確保されたと考えられる場合には指定を行わないことも可能であると書くことも考えられる。一定の判断基準が求められると思うが、就労継続支援A型そのものが抱えている様々な問題を思えば、新規の指定には慎重になるのがよいと思った。

会長

市で雇用についてきちんと書いているということと、就労継続支援A型について一挙に解雇さ

れるというニュースがあり、企業も障害者を食い物にしているとしか思えないような事例もある。簡単に人を解雇してはならない状況であるのに、簡単に儲からないからやめるということがある。そういうことも含めて、新規に必要なサービス量が確保されているということをどう判断するかという問題はあがるが、それを踏まえて新規の事業所の指定を行わないということについて、検討いただければと思う。

委員

全体的に皆さんから意見があるように、現行の計画より読みやすくなったと思う。書いている内容についても、かなりわかりやすい部分が増えてよいと思うが、第4章4療育・発達支援、教育の充実の、取り組みの方向性のところで、充実に取り組みます、環境整備に努めますとあるあたりで、教員の専門性や教育ということも明記があってもよいという気がしている。

また、療育・発達支援の充実について、こども未来センターや保護者支援の充実が引き続き書かれているが、先ほどから意見があるように、特に18歳未満で義務教育期の子供への支援については、親もわからないことがたくさんありすぎて勉強している人とそうでない人の温度差が非常にある。その中でどこに聞いていいかわからない、相談していいかわからない、相談したところの最初のきっかけが悪ければすべてが終わってしまうくらい親にとっては大事な時期であるにもかかわらず、周知ということがまだ物足りないと感じている。こども未来センターにしてもみやっこファイルにしても他のプログラムにしても、色々な取り組みの周知を徹底していくということを内容に踏まえていただけるとよいと思う。

第4章4（3）障害・発達に応じた教育の充実のところで、特別支援教育の推進となっているが、国際的にはまだ特別支援教育なのかということがあがる。インクルーシブ教育を進めるということと相反する教育理念が根強く残っていることを、日々学校に顔を出すたびに感じている。こういう委員会で意見を聞く場をせっかく設けているのに、この部分でちっとも進歩していないのはとても残念だと思うので、個別教育や全般の教育といった言葉に変更するとともに、温度差を縮めていく認識を皆さんに持っていただければ、より委員会の意味もあると思う。教員・生徒・保護者の理解促進を図ると書いていただいているが、しっかり子供たちに伝えていけるように、特に教育委員会の特別支援教育課の方には、力を入れて教員の教育にも力を入れていただきたい。現場の先生は本当に頑張っているし、先生が圧倒的に足りない状況がある。そのことを本気でどう変えていけばいいのか。どうすれば先生も子供もわかりやすい特別支援というか、配慮をできるようになるのかということ、しっかりしたプログラムをもって推進できるよう力を入れていただければと思う。

そのことも踏まえて、第5章2（5）障害児支援の提供体制の整備等について、「市内において設置済みであるため、新たな目標は行わない」とあるが、目標設定を行わないという消極的な姿勢はよくないと感じているので、西宮市としての成果目標として新たに行わないとするのではなく、「設置済みだが児童発達支援センター、相談支援の充実・利用しやすい体制づくりに引き続き取り組みます」といった形で、継続した内容として取り組んでいただければと思っている。よろしく願います。

会長

教育の部分で大事な意見をたくさんいただいた。一つは教員が頑張っていることもわかっているので、全体的な充実や教職員に対する支援について何らかの表記ができないかということと、保護者や本人に情報が周知されていないところで、情報の周知徹底について意見があった。また、特別支援教育についてもっと前向きに展開できないかという話があった。また、新たな目標設定を行わないという表記が前に出ると、努めないことが強調されてしまうため、こども未来センターや北山学園、様々な児童発達支援関係の相談機関を充実させ、利用しやすい仕組みとして展開していくことをクローズアップした形での表記表現をもう一工夫していただければと思う。

委員

個別にどうということではなく全体で感じたことで、いまさらのことかもしれないが、何点か申し上げたい。人材確保の問題はもっと大きな問題だと思う。先日も阪神・丹波・但馬の合同就職フェアが30事業所が参加して開催されたが、来客者が15人だった。時期も悪かったかもしれないが、そういう状況であるので、計画をいくら整えても支える人が育たなければ、確保しなければ進んでいかない。その部分を第3章4重点的な取り組みの4行で済ませてしまうのはどうかと思う。市を挙げて人材確保に取り組める体制、みんなで考える仕組みを作っていただきたい。

地域生活支援拠点については個人的にも関心をもって各自治体の動きをみているが、この素案をみると第4章3(3)地域生活支援拠点等の整備を読んだときに「本市に必要な機能を検討し」とある。ふれぼのにも触れられているが、ここに求められる機能や市としての考え方について書いていただけると読み進める中で分かりやすいと思う。ここを読んでも、ではどんな機能があるのかと読み進めなければ具体はわからないので、機能の検討をするのかどうかも含めて、第4章にもう少し含めていただくとわかりやすいと思った。

平成29年の3月31日に厚生労働省から意思決定支援についてのガイドラインが出されたのは周知のことである。意思決定ということは私も重度の知的障害の人に関わる中で、大事にしなければならない概念だと思う。この意思決定という言葉が出てくるのは第3章4(1)相談支援体制の充実だが、本人は意思を持つ存在であることは間違いなことだと思うが、やはり意思決定するときには何らかの支援が必要であったり、色々なところで話を聞くと、「ベスト・インタレスト」という言葉があり、最善の利益ということで、それを決めていくための仕組み、みんなでその人の最善の利益を決めていく仕組みというところでも、意思決定支援という考え方をもう少し計画の中に入れておけばよかったといまさらながら文章を見て感じた。法的には行政や事業所に求められる概念と考えられがちだが、この部分では家庭や教育についても本人の意思をまず尊重していくということを大前提として計画の中でも出せるとよいと改めて感じた。

もう一つは私見になるが、重度・軽度という言い方はしたくないが、障害の重い方の支援についてはこの数年間で地域の頑張りや色々な方の努力で整ってきたという印象を持つ。私は相談支援の経験が長かったので、一番支援が難しかったのはその狭間にある人たちである。一定のサービスは整ってきた中で、隙間に入っている人のニーズをどうとらえ支援するかということが浮かび上がってくると考えており、そういうことがこの計画では見えにくいという印象を持ってし

まう。この計画で拾えない人のニーズをどうするかということが計画を読んで気になったことである。第1章4の計画の策定体制で、アンケートでニーズ調査したということはどこの自治体もそうかと思うが、私は西宮の本人中心支援計画は全員が作成する、そこに本人の思いがのっていけば、全員がつくるものなのでそれをもっと分析したり、そこから市の施策に結びついていくことはどうなのかということをおもっている。アンケートは自分で書ける人が限られており、本人が書いているのか支援者が書いているのか、本人の思いがどこまで入っているのかということがどうしてもわからないところがあるが、本人中心支援計画として本人の思いを踏まえた本人中心支援計画を読み取って、施策に生かしていくシステムづくりについても今後検討していけるとよいと感じた。

会長

ご指摘の通りで、意思決定支援については西宮でも研修会をしたことがあり、専門職の方も意思決定支援の勉強会をされているので当たり前のイメージがあったが、この表記の中で意思決定支援の大事なところがきっちり示されていないのは大きなミスだったと思う。意思決定支援についてのこの3年の取り組みで、これでよいのか、大事なことなのでしっかりうたうことが必要だと感じるし、私の確認不足でもあったので、もう少し意思決定支援について浮かぶような形で市と検討したいと思う。障害者手帳を持っていない人の話や狭間の人という指摘も重要であり、こういう人たちのニーズをどう踏まえるかは大きな課題であり、今後の検討課題とさせていただきたい。

委員

一つだけ話題にならなかった点について、視覚障害者の雇用について書かれていなかった。視覚障害者の雇用はかなり難しく、ヘルスキーパーなどや、昔は電話交換などがあったが、視覚障害者の雇用のことを問題にしてほしいと思う。

会長

視覚障害者の雇用・就労について、ヘルスキーパーだけではなく、今はパソコンの装置なども進んでいるため、一般就労に向け、視覚障害者の就労支援について表現を検討いただければと思う。

委員

2点申し上げたい。前回委員会でも意見したが、第2章1(4)精神障害者等の状況について、精神障害者保健福祉手帳所持者数と自立支援医療(精神通院医療)受給者数のほかに、年齢別、疾患別のデータを追加で掲載していただきたいとおもっている。データの整合性がとれないということで今回は入っておらず致し方ないと思うが、3年後の計画改定では、県の方からデータをいただくということなので、整合性のあるデータをいただいて計画に反映していただきたいと思う。

もう1点は訪問看護について、訪問介護とは異なり医療問題としてこの計画には入っていないと思う。そうすると、精神障害者の家族は訪問看護についてどこで意見を言えばよいのか質問し

たい。まさに福祉の問題であり、この策定委員会で議論すべきと思う。実態として精神障害をよく理解した訪問看護師が少なく、閉じこもりの当事者は大変困っている状況である。またその数も多い。そういうことをよく考慮していただき、精神科の訪問看護について、ぜひ本計画に加えていただきたい。

会長

年齢別・疾患別の資料等が入っていないことについて次の計画では検討してほしいということである。訪問看護については、精神障害にも対応した地域包括ケアということが言われており、介護保険の方が訪問看護も使えるということで、そちらの方がメリットがあるという話にもなると思う。しかし、介護保険を使える仕組みになってきたときに、現場では使えるものは使うにしても、障害福祉サービスの方はそちらはしっかりと検討していく必要があるので、今後検討できればと思う。

委員

確かにだいぶ見やすくなったと思う。第2章2(3)アンケート調査に基づく西宮市の課題のところで、生活基盤の問題やサービスニーズの充足も課題とされていた。第3章4重点的な取り組みの中にもそういうことを書いていただいているが、第4章分野別の取り組みでは、3の地域生活を支えるサービス・支援体制の充実の部分ではあまりインパクトがない。グループホームは出ているが、サービスの絶対量を上げていくという文面をいただきたい。アンケート調査でも出ているが、地域生活支援にかかるサービスについて利用しているが足りない、現実的にはショートステイやホームヘルプなど今後ニーズが増えてくるサービスについて、第4章にはあまり書かれていないので、地域生活支援に関するサービスを上げていくということを書かなければ前段の課題とつながらないと思うので、文章を入れていただきたいと思う。

会長

サービス・支援体制の充実の中で、特に必要なサービスで不足するサービスについてきちんと充実していくことを書いてほしいということである。

委員

第4章3の中で入れていただきたい。

会長

委員の強い希望であり、よろしく願います。

委員

以前に災害時緊急支援のアンケートをいただき、民生委員にお世話になっているが、当時は自主的に避難できるとしていた人が、加齢に伴い夫婦とも避難が難しいということが出ている。何年かに1回は更新しなければその人たちが援助されないことになるので、よろしく願います。

また、行動訓練としてバス旅行をしているが、以前は車いすの人もリフトバスで行っていたが、3年くらい前からリフトバスが減っている。そのため今まで参加できた人が参加できなくなっている。西宮市に購入してくれとは言わないが、高齢化も進んでおり、障害者も増えているので、行政から観光バス会社にリフトバスを整備するように働きかけてほしい。西宮市だけでなく色々な行政から声がかかるとバス会社も商売として取り入れてくれるかもしれないので、お願いしたい。

会長

他の市町村でも高齢障害者問題をクローズアップして表現しているところがある。今後、高齢障害者問題は非常に大きな課題になっており、リフトバスの問題も含めて高齢障害者のニーズをどう考えて、取り組みを展開するのかについて、私はいつも西宮は全国一だから入っているだろうと思っていたが、他では入っていて西宮で入っていないものがあるのは恥ずかしいので、それを踏まえて考えていただければと思う。

委員

第4章4（2）障害児支援の充実の医療的ケアの充実について、取り組みの方向性が分かりにくいと思う。この文章だと家庭での医療的ケアを必要とする障害者の支援なのか、通学・通所の際の支援なのかもわかりにくいので、具体的にわかりやすく書いてほしい。

また、第4章8（3）安全・安心の確保の避難所の準備で、「障害の状況に応じた支援や情報が提供されるよう」という点について、具体的にどういう情報なのか。避難準備情報とかがあると思うが、その情報についてももう少し具体的に書いていただけるとよいと思う。

第5章5（2）障害児支援見込量確保のための方策のところ、障害児相談支援について、「待機者を解消できるよう」とある。現在、セルフプランを含めると9割を超えているとあるが、相談支援が始まって以来、セルフプランで継続されている障害児もおり、実際には計画相談って何だろうという人もいる。サービスを受ける上で今も必要なサービスであり、相談では補えないところがあると思うので、相談支援専門員や相談支援事業者の増加を促し、数を確保できるような書き方にしていいただければと思う。

第6章1（1）計画の進捗管理について、「計画全体の実施状況の点検と進行管理」とあるが、この計画の期間が6年ということで、次の委員会での点検と進行管理になると思うがどうするのかを明確にしておく方がよいと思う。次の委員会で点検を行って考えて進めるとなると、この計画自体の終わりの時期になると思うので、せっかく皆さんの意見をいただくのなら振り返りについても明確にしておく必要があると思う。委員からも指摘があった移動支援についても、今後の課題として継続して取り組んでいただければと思う。

会長

計画の進捗管理という大事な問題を指摘いただいた。進捗管理については、この委員会で全体的なことをやるが、具体的には地域自立支援協議会のそれぞれの部会で検討をいただいて、その検討を踏まえた結果として策定委員会に挙げていただくことになると思う。大事な事業を行政と

タイアップしながら自立支援協議会で進めていくと理解している。いくつか意見があったがまだセルフプランが多い状況があり、できるだけ相談支援事業所を活用して本人中心支援計画ができるよう取り組んでほしいということである。質問として、災害時の情報についてと医療的ケアの書きぶりについて、何を踏まえて書かれているかについて事務局より願います。

事務局

災害時の情報については、どこで災害が起こりどこに避難するかというのが必須の項目と考えている。それ以外もたくさんあると思うし、障害の種類によって異なるものについても提供できればと考えている。

医療的ケアについては、表現が漠然としているという指摘をいただいた。平成30年度より新たな訪問型障害児通所支援も始まることになっており、それらも含めて医療的ケアの必要な方が地域で暮らすことに主眼を置いて、わかりやすい表現を考えていきたいと思う。

会長

最後に副会長から一言いただきたい。

副会長

今日の意見を行政でもう一度ご検討いただきたい。私としては人材確保の問題は、ぜひ別個の一つの検討すべき重要なテーマだと思う。その中でもう一つ忘れられがちだが、視覚障害の方のガイドヘルプや手話通訳など情報共有するために、情報保証できるスタッフがこの委員会の中でもこれくらい必要になっている。ヘルパーの高齢化でガイド作業が困難になっている。とにかく人材を集めなければいけないし、研修をしなければならないという形であれば、何かあればガイドヘルプの資格を取ろうよとか一声かけていくことなど、情報共有していきたいと思ったので、改めてお願いしたい。

障害児支援の問題は、子供たちが環境の中でどうしていくかということに特化して、こども未来センターの活用も含めてぜひ生かしていただきたい。保護者とまず入口のところでどうするかを明確にすることで、各機能が見えてくるし、その後をどうするかということ、個別支援計画や自立支援協議会の相談支援部会に持っていける形を、保護者が分かるように持ってほしいと思う。小さい子は自分からはどこにも行けない。よろしく願います。

委員からご提案があった差別解消にともなう手話言語条例などは当事者が一番発言されているので、ここで検討して、ぜひ実現する方向で協力していかねばならないと感じた。

障害者を取り巻く状況については、第5章3(2)サービス見込量の考え方にあるように放課後等デイサービスが平成32年には1か月あたりの利用量が8千人日/月を超えるだろうという数を出しているということは、事業所の数も必要である。また、今の若い母親は、障害があってもなくても預けられるなら預けるのが普通だという感覚である。障害を持っているから子供とずっといるのではなく、保護者本人は働きたいから働くということが考えとしてあるということだけは、全体として知っておかねば、親に負担をかける、親が面倒を見るという考えは時代とともに消えていきながら、子供の自立とは何かということについて皆さんと考えていきたいと感じた。

会長

最後に健康福祉局長より一言お願いしたい。

健康福祉局長

本日は長時間にわたり貴重なご意見をいただき感謝する。本日のご意見を踏まえて素案を修正したうえで、パブリックコメントの準備を進めたいと思う。引き続きよろしく願います。本日はありがとうございました。